

声をあげる、立ち上がる市民

「自由と人権」HP

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.63 (2025.12.12)

編集・発行：「自由と人権」檍本 (090-1884-5757)

ホームページ <https://www.bbm-a.jp/eno-takanosu1737/jiyu/>

目次は3ページにあります



ご自由に
お持ちください

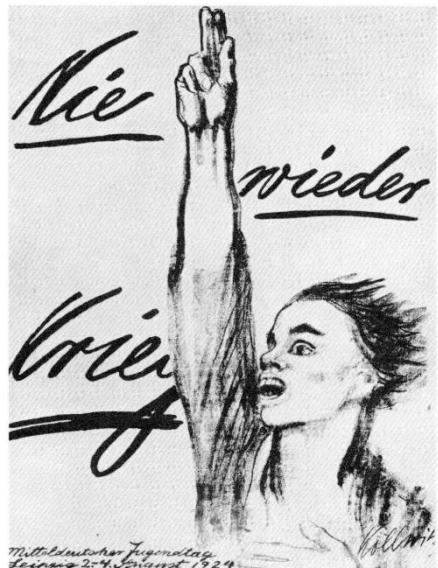
母たち[6]-I 1922/1923年



「ドイツの子どもは飢えている」1924年



「戦争に反対する」1924年



『ケーテ・コルヴィッツ版画集』より

Mitteleuropäische Jugendtag
Leipzig 2.-4. August 1924

寡婦[4]—1 1922／1923



種子を粉にしてはならない 1942

「わたしたちは子供を戦争にやるために産んだのではない」「戦争と闘え」「ドイツの子どもたちは飢えている」

津田塾大学で「ケーテ・コルヴィッツ展」が12月18日まで開かれている。これまでこの芸術家のこととはほとんど知らなかった。たまたま見かけたこの展覧会のチラシにある画（「母たち（母親たち）」）に惹かれ、またナチスドイツから「退廃芸術」とされたということを逆評価して関心をいただき、その展覧会に出かけた。「平和の轍を繋げる」という副題がついている。作品としては労働者や民衆の姿を対象としたものが多く、エッチング、版画（木版画・石版画）、彫刻などを手掛けている。

ケーテ・コルヴィッツ 1867年プロイセンに生まれる。父、カール・シュミットは左官職人の親方だったが、大学で法律を学び判事の試験にも合格していたが、当時の帝政ドイツの支配者の側に立つことをいさぎよしとせず、職人として生きる道を選んだ。また、母方の祖父ユーリス・ルップは国教の教義に従うことを拒否して牧師の地位を奪われ、自由宗教教会を創設した合理主義的、革新的な思想を持つ宗教家であった。このような環境で育ったケーテが大勢には流されない自立的な思考を獲得していったことは容易に察せられる。

ケーテの画才を認めた父の求めに応じ、画家を目指す。1891年、兄の友人であるカール・コルヴィッツと結婚、ベルリンに出る。労働者の中で医療活動を続けるカールとの生活の中でケーテは、労働者の感情や生活について理解を一層強いものにしていった。この頃制作された「織工」の連作を完成させた後、第2の版画連作「農民戦争」に取り組み、1908年これを完成させ高い評価を受ける。版画にせよ彫刻にせよ、習作として何枚ものデッサンを描いている。そのデッサンも、ひとつひとつの作品として完成度が高い。

1914年次男ペーターが18歳で戦死する。ケーテは戦争に反対ではあったが、愛国心に駆られて戦争に志願していく若者に同調する気持ちがあったことも否定していない。

このような経験から、母親・寡婦などをテーマにした作品も多く手掛けている。そして、その背後には「死」が付きまとっているよう見える。

「苦しみは真っ暗だ」等の言葉をケーテは残している。

作品の対象の多くが労働者であったため、ケーテは「プロレタリアートと革命の芸術家」と呼ばれた。しかし彼女自身は日記で次のように述べている。

「わたしは、いまだにわたしの旗色を鮮明にしていないのを恥じる。わたしは、どの党派にも属さないと宣言しているが、その本当の理由は、わたし自身の臆病さのためらしい。もともとわたしはいっこうに革命的ではなく、進化主義的である。しかしみんながわたしをプロレタリアートと革命の芸術家として持ち上げ、ますます強固にその役割に縛りつけようとする。それで、わたしは、この役割を演じ続けるのをやめることが怖いのだ。わたしも昔は革命的だった。わたしの少女期から青春期にかけての夢は、革命とバリケードだった。いまもわたしが若ければ、きっと共産党員になっていただろう。いまでもやはり共産党の側にわたしをひきつけるものがある。」（『ケーテ・コルヴィッツの肖像』161頁「1920年12月の日記」より）心情として共感できる言葉ではある。

1933年からのナチス政権下では「退廃芸術」として弾圧を受けた。1942年、孫のペーターが戦死する。同じ年、「種子を粉に挽いてはならない」を制作する。「わたしの遺言『種子を粉に挽いてはならない』—この要求は〈二度と戦争をするな〉と同じく、憧れのような願望ではなく、掟なのだ。命令なのだ。」としている。反戦の思いを強くしたケーテは、「平和主義を単なる反戦と考えてはなりません。それはひとつの新しい思想、人類を同胞としてみる理想なのです。」という言葉を孫娘ユッタに残している。

ケーテ・コルヴィッツ、日本においてはそれほど著名な芸術家ではないかもしれないが、実は上海の魯迅を通じて、戦時中の日本の作家にも伝えられ、千田是也・中野重治・宮本百合子などに影響をあたえている。

【以上は、展覧会案内チラシや同展会場に置いてあった解説チラシ、及び『ケーテ・コルヴィッツ版画集』（岩崎美術者）・志摩斗美恵『ケーテ・コルヴィッツの肖像』（績文堂出版）を参考にした。】

目次

- ① ケーテ・コルヴィッツ P1~3
- ② 台湾有事は日本の危機ではない P3~5
- ③ 音声データ消去事件控訴審一控訴人準備書面(1) 提出一 P5~8
- ④ 「2026年市民平和のつどい」に向けて市民参加を P8~10
- ⑤ 案内・後記 P10



台湾有事は日本の危機ではない

高市首相が11月7日の国会答弁で「台湾有事は安全保障関連法に基づく存立危機自体に認定し集団的自衛権の可能性」を示唆したことを11日の東京新聞が伝えている（なぜ11日であり、8日の新聞で取り上げなかつたのかが不可解ではあるが、）。これは、安倍元首相退任後の「台湾有事は日本の有事」発言や、麻生元首相の同じく退任後の「台湾有事は日本の存立危機事態」という発言を引き継いだものだろう。しかしどちらも、「満州は日本の生命線」という戦前の侵略主義的スローガンを思い起こさせるもので、極めて危険性の高いものだ。高市首相の「台湾有事……」発言もこれに連なるものであるが、首相在任中のものとしては初だ。アメリカの世界戦略につき従う日本が、アメリカ軍の前衛として対中関係の緊張感を高めている。高市発言がそれに火を付けた格好だ。

2022年12月に閣議決定で改定した安保関連三文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）は、敵基地攻撃能力の保持など、日本国憲法にのっとり自衛のための必要最小限の軍事力行使を基本方針とする「専守防衛」を踏み越えた。すでに2014年、すべての武器輸出を禁じた武器輸出三原則を空洞化させる防衛装備移転三原則が、安倍政権によって、これまた閣議決定されている。憲法前文と九条を元とする「平和国家日本」などという看板はもはやないも同然の扱いだ。

そもそも日本もアメリカも、台湾と中国を「一つの中国」として認めている。日本は1978年の日中平和友好条約において、アメリカは1979年、米中国交正常化の際の共同声明においてだ。高市首相の台湾有事発言はこれに明らかに反している。中国が怒りをあらわにするのは当然といえる。中国と台湾がどのような形で政治的統合を果たすかは、あくまでも中国の国内問題であるということだ。他国が介入すべきことではない。こんな当たり前のことが無視され続けている。

解りやすくするために、これを日本に例えてみよう。幕藩体制崩壊後、仮に幕府軍の軍艦を率いて蝦夷地に上陸した榎本武揚軍が北海道を共和国として独立を果たしていたとする。ある時点で、榎本を統領とする北海道共和国が本土との合併や再統合を明治政府に求めたとして、合併や再統合をどのような方法で果たすかも含め、それはあ

くまでも日本と北海道共和国両国に関する問題である。他国が干渉すべきことではない。これにロシアが、アメリカとの地政学的、軍事戦略的観点から、日本・北海道有事はロシアの有事だとして、軍事介入するなどということは国際法（国連憲章第2条4項）上も認められることではなく、あってはならない。もちろん対するアメリカについても同様である。

以上は架空の話だが、日本と北海道が二国間問題であるのと比べ、台湾・中国統合は一国の国内問題である。これに日本やアメリカが介入すべきことは明らかである。たとえ軍事的な紛争に至ったとしても、である。これが国際法上のルールだ。もし人道上の事態が勃発するようになるとすれば、それは国際的な枠組みを通して解決・救済すべきだろう。

いま日本の成すべきことは、高市首相のように、アメリカの手先になって軍事的な緊張をいたずらに高めることではない。アメリカとの軍事同盟（日米安保条約）を一日でも早く破棄し、世界に対して中立を宣言し、外交努力を積み重ね、紛争の早期解決を図ることだ。敵基地攻撃能力を持ち、軍事力を増強し、ファイティングポーズをとることで守られる平和などない。恰好だけは勇ましく映り、大衆の支持は受けやすいかもしれないが、そんなものは一時のこと。むしろ増大した軍事力に応じた反撃を受け、取り返しのつかない壊滅状態になるだろう。アジア・太平洋戦争の結果がそれを物語っているではないか。二度と同じ過ちを犯してはならない。

繰り返して言う。やられてしまうから武力を持つなというのではない。武力で守れる平和などというものは幻想にすぎない。たとえ一時に軍事力で勝利したとしても、軍縮などは進まない。平時になっても、勝者は軍備によってしか平和は守れないという誤った学習をしてしまっているからだ。更なる軍拡が更なる緊張関係を生み出す。第二次世界大戦後の米ソの核兵器開発競争をみてもそれは明らかである。核抑止力も「軍事力による平和」もすべて虚構の産物だ。

高市首相の主張している非核三原則見直し論は、攻撃の対象となる可能性さえあり、平和逆行するものだ。

戦争を望む者たちがいる。軍需産業とその関連企業、その利権に連なる政治家集団だ。そして彼らは軍需産業の発展、拡大を今現在も進めている。中央だけではない。地方でも、地域振興という名目で軍や軍需産業を招き込むことを歓迎する者たちがいる。これは原発誘致と全く同じ構造だ。壊滅的な破壊に至らぬ前にこれを止める必要がある。誰が戦争を呼び込むのかを、冷徹な目で確かめ、これを排除していくなければならない。考えることをやめること、それは身を亡ぼすことだ。

攻撃力強化など、対外的な軍備拡大をもって安全保障環境を実現するという偽りの理屈の他に、危惧すべき側面がある。軍備拡大は対外的ばかりではなく、内部に対しても脅威だということだ。すなわち、背広組（文民統制）や国会の軽視だ。戦前・戦中の帝国軍隊の皇国思想を受け継ぐ制服組（軍人）トップが少くないという現実がその恐れを強くしている。

彼らの意向に沿う右翼政権であったとしても軍事クーデターの可能性が無いということにはならない。むしろ右翼政権という彼らにとっての好条件を利用し、早急に、更なる軍事力増強を図り、政治的影響力を獲得しようと企む輩がいたとしてもおかしくはない。かつての田母神航空幕僚長のような手合いは、今の自衛隊のトップクラスには履いて捨てるほどいるだろう。組織として靖国神社を集団参拝したり、陸上自衛隊の第15旅団のホームページに牛島司令官の辞世の句を掲載するなどを見れば、それは明らかだ。軍人にとって政治家はコマにしか過ぎず、国会などは武力によっていつでも制圧できるとの考えを持つ者が、自衛隊を指揮する階層にいたとしてもおかしくはない。しかし、その恐れを指摘するマスコミは少ない。それほど日本の民主主義は堅牢か。ぼくには、そうは思えない。

逆説的かもしれないが、軍事力を限りなく小さくすることは、国際的に安全を確保するばかりでなく、国内的にも民主体制を守ることに繋がる。「攻められてきたらどうする」とよく言われる。そもそも、わけもなく外敵は生じない。自己の軍事力の増強がその一因となることさえある。たとえ攻めてこられたとしても手をあげて降参すればいいのだ。戦争による自他の破壊、殺戮よりははるかにました。

現在の高市発言を巡る中国と日本の一触即発の事態は、歴代の自民党政権、とりわけ安倍政権以降において緊張関係を高め、直ちに発火するよう仕組んできた、その集大成だ。高市発言は撤回されなければならない。日中の友好に水を差し国民を危機に陥れかねない危険な発言を、首相という国の代表者が軽々しく口にすべきでないことは明白だ。

軍事力を可能な限り縮小し（できればゼロにし）、同時に民主的な国家体制を作り、眞の平和国家日本として世界に働きかけること、それが唯一の生き残る道であることを、もう一度確認しようではないか。



【※上記は、11月15日にフェイスブックに書き込んだ文章に大幅に加筆したものです。】



音声データ消去事件控訴審 —控訴人準備書面（1）提出—

前号の通信で10月23日に提出（郵送）した控訴理由書の一部を掲載しました。その後11月末になって東大和市代理人、羽田一成弁護士から11月25日付けの答弁書が届きました。

内容は上げ足取り（実際に当方の誤りもあったので、その部分については訂正しました。）と論点ずらしのようなものでした。これに対する反論の意味を込めて、控訴人準備書面（1）をしたため、東京高裁に送付しました。

控訴審の第1回が12月11日（木）と迫っているので、これについて今後どのような扱いになるか（次回に向けて被控訴人から準備書面が出て第2回に繋がるか、第1回の口頭弁論で結審となるか）不明ですが、当方としては主張の限りを尽くしたい思いで提出しました。

以下にその要点のみ転載します。

2、東大和市文書管理規則第2条8号「資料文書等」は違法である

同規則第2条8号の「資料文書等」は以下のように記されている。「起案文書及び供覧文書以外の文書又は常時使用する必要のない電磁的記録で、第35条第1項又は第2項の規定による保存期間を定める必要がないものをいう。」（下線は控訴人）

従って、東大和市において行政文書とは「起案文書・供覧文書」及び「常時使用する必要のある電磁的記録」ということである。このような行政文書だけで「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」（公文書管理法第4条）とは考えられず、また、このような規定が同市情報公開条例（甲2号証）第2条2項「行政文書」の規定「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（中略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」（中略は控訴人）と合致するとは到底いえない。

上記認識に基づき、控訴人は東大和市文書管理規則第2条8号の「資料文書等」という規定が、公文書管理法（公文書等の管理に関する法律）、とりわけ第4条及び34条に違反することを以下の点から主張する。

（1）「文書事務の手引」からみた違法性

同規則第2条8号の「資料文書等」という規定は、2015年（H27）4月に被控訴人が同規則を改定して付け加えたものである。「資料文書等」は起案文書・供覧文書以外の文書及び「常時使用する必要のない電磁的記録」を指し、「保存期間を定める必要がある」（同条例2条8号）なく、「不要になった段階で廃棄できるよう」（乙1号証「手引」2頁9~10行）にした。すなわち東大和市では、保存期間を定めるべき行政文書は起案文書・供覧文書と常時使用する電磁的記録のみということになる。このこと自体がすでに異様・異常なことであることは初めに指摘しておきたい（行政文書の規定をこのように限定することについては、「（4）国・他市との比較からみた違法性」で改めて述べる）。

「文書事務の手引」（乙1号証 以下「手引」と略す）では、「資料文書等」を規定した理由として次のように記されている。「これらの文書等（事務遂行上必要な期間だけ使用する文書等）であっても、組織として保有しているものは、情報公開条例及び個人情報保護条例上の公開（開示）対象となることから、（中略）これらの文書等を「資料文書等」と定義し、不要になった段階で廃棄できるよう、取扱いを明確にしました。」（「手引」同頁6~10行 下線、カッコ内は控訴人）

業務上必要な資料等の中にはそのようなもの（他市の文書資料など、参照・引用など用済みになれば、保存する必要がないと考えられるもの）もないとは言えない。しかしながら「資料文書等」として起案書・供覧文書以外の全ての文書をこれに含め、「速やかに廃棄するため保存期間を定めない」（「手引」3頁表）としてしまうことは、同市情報公開条例及び個人情報保護条例逃れの脱法的行為と見られても仕方がない。上記「手引」の引用中下線部分が、はしなくもその本音を物語っている。それは“「組織として保有」していなければ、上記2つの条例の対象とはならない”と言うに等しい。

このような意図を込めて追加改定された「資料文書等」という規定は、公文書管理法第1条「行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、（中略）その諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようとする」（中略は控訴人）という目的にも反し、行政機関の文書作成義務を定めた同法第4条にも違反することは明白である。

（2）公文書法（公文書等の管理に関する法律）との対比から見た違法性

公文書管理法第1条に定める文書管理の「目的」、同法第2条4項の「行政文書」についての規定、同法第4条に定める行政機関職員の文書作成義務、同法第34条の地方自治体に対する適正な文書管理要請については繰り返さないが、東大和市文書管理規則は同法にのっとって定められたものであり、同法の趣旨から逸脱することは許されない。

ところが東大和市では、同規則第2条8号の「資料文書等」として起案文書・供覧文書以外の文書及び「常時使用する必要のない電磁的記録」はすべて保存期間を定めず、使用後は速やかに廃棄しているのである。これを逆に言えば、開示対象文書（期間を定めて保存すべき文書）は起案文書・供覧文書と常時使用する電磁的記録のみということになる。これだけの開示情報で、住民が「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」（同法第4条 下線控訴人）とは到底考えられない。もし仮に、前記のような一時的にのみ必要な資料というものがあったとしても、そのことをもって「起案文書・供覧文書以外の文書」をすべて「保存期間を定める必要がない」（同規則第2条6号）とし、「不要になった段階で廃棄が可能なものの」（「手引」4頁）とすることは公文書管理法第2条4項及び34条に抵触する可能性が高い。

さらに驚くべきことには、「手引」において次のように、繰り返していることである。

「※『組織として保存している』とは、保存期間が経過した後も廃棄されずに保有している文書等も含まれます。このため、保存期間が経過した後又は事務遂行上必要がなくなった文書等（パソコン上のデータを含む。）を廃棄しないでいると、引き続き公開（開示）対象であり続けることになりますので、ご注意ください。」（「手引」3頁
太字は原文のまま、下線は控訴人）

これではまるで“情報公開の対象にならないように廃棄せよ”と言っているようである。情報公開法及び同市情報公開条例の目的に照らせば、公開すべき情報は期間・数量とも長期・多量であることの方が望ましいことは言うまでもない。

反面、情報を保存、公開する側である行政機関からすれば全く逆のことがいえる。保存の手間、スペース等の問題から、もしくは公開情報を限りたいという疑惑から、保存期間は短く（または保存期間を定めず）、保存する数量も最小限にという傾向に流れがちである。同規則第2条8号の「資料文書等」という規定も、まさにこのような疑惑をもって定められたと見ることができる。最高裁の重要訴訟記録の廃棄事件はまだ記憶に新しいが、これも動機を同じくするものである。

しかし行政文書に対する扱いや疑惑・動機は、情報公開法及び同市情報公開条例の目的と明らかに反する。保存期間の設定は情報内容の重要性によって定められるのが本筋であり、保管者の都合や疑惑に左右されるべきものではないことは論を待たない。

同法第2条4項では行政文書について「当該行政機関が保有しているもの」としているが、廃棄してしまえばそれには該当しなくなるというものではない。廃棄されたものは復元できないが、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」（同法第2条）であれば、音声データを含め、これは行政文書にあたるのであり、用済みになったからと言って、これをみだりに廃棄することは、公文書毀棄罪（刑法第258条）にあたる。

被控訴人は、本件音声データは同規則2条8号の「資料文書等」にあたるので、用済みになればこれを消去しても違法ではないと主張するが、本件音声データは同法第2条の「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文

書」と合致することは明白である（この点は原判決でも認めている）。すでに述べたように「資料文書等」を定めた同条文自体が違法性の高いものである。控訴理由書でも示したとおり、会議等を記録した音声データについては、多くの判例や所管大臣の発言（甲 9 号証）にもあるように、これを行政文書とすることは社会的にも定着している。そのような音声データを「資料文書等」として扱うことは許されることではない。

（3）東大和市情報公開条例から見た違法性

同市情報公開条例には前文がある。

「市民の負託に応える市政運営は、地方自治の本旨の実現に向けて行われることが求められている。／このためには、市民に、知る権利の尊重の下に市政に関する情報が十分に提供され、市民が市政に対し的確な判断を行うことができるようしなければならない。／このことが、市民参加による公正で透明な開かれた市政運営を可能とし、もって、市民の理解と信頼を得ることとなる。／このような考え方立って、住民自治に不可欠な基本的施策としての情報公開制度を確立するため、この条例を制定する。」（／は改行 控訴人）

実に立派な前文である。そこには同条文に対する強い信念と、趣旨を全うしてもらいたいという熱い思いが記されている。この前文に対して、同規則第 2 条 6 号「資料文書等」という規定によって、多量の文書を保存期間さえ定めず、使用後は速やかに廃棄してしまうということが、「市民に、知る権利の尊重の下に市政に関する情報が十分に提供されている」（同条例前文）という趣旨と反することは明らかである。とりわけ、会議等を録音した音声データを保存期間も定めず、文書化した後は速やかに廃棄してしまうことが、「市民参加による公正で透明な開かれた市政運営を可能と」なり得るとは到底思われない。

行政文書開示の目的、その定義についてはすでに述べたので繰り返さないが、同条例第 15 条「行政文書の公開の方法」の規定は指摘しておく。「行政文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、（中略）電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等（ビデオテープ及び録音テープにあっては視聴に限る。）でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則その他の規程で定める方法により行う。」（（中略）、下線は控訴人）

上記のように同条例には「ビデオテープ」と共に「録音テープ」が明確に示されている。この事は、同条例制定時に通常の記録媒体といえば「録音テープ」であり、その媒体に記録される対象が想定されていたということである。その対象が会議等の記録であることは、関係者でなくともすぐに想像がつく。

ところが、同規則第 35 条（保存期間の設定）による「別表」にあるのは、「起案文書」「図画、写真及びフィルム」「その他職務上取得した文書」の 3 項目のみである。このうち「その他職務上取得した文書」については、2015 年の「資料文書等」の追加改定によって、実質的にその対象が無くなってしまったと考えるのが妥当であり、実態としては 2 項目のみということになる。しかもこの表には、「資料文書等」から除外され、保存すべきものとされている「供覧文書」についての項目が存在しない。同規則はそれ自体の内でも統一性、一貫性に欠けているものであり、その原因は、2015 年の「資料文書等」の追加改定によるものであると考えられる。

いずれにせよ、そこには「録音テープ」又は音声データは含まれていない。つまり、「録音テープ」又は音声データは保存期間を定める必要がないことを、ここでもまた改めて示していることになる。この事は「文書事務の手引」における「資料文書等」の例として「会議や説明会等の記録作成を目的とした録音物（カセットテープ、音声データ）」（1 頁）を示していることと呼応する。

本来であれば、情報公開条例の開示対象と文書管理規則の公文書（行政文書）は完全に一致していかなければならないものである。ところが東大和市では、開示対象になるものとして「録音テープ」を想定する同市情報管理条例第 15 条と、会議等を録音した音声データを（保存期間を定めず、使用後は速やかに廃棄すべきとする）「資料文書等」として規定する同市文書管理規則第 2 条 8 号はここで激しく衝突する。

上記 2 つは矛盾する規定であり、公文書管理条例の規定に照らせば同市情報公開条例の規定のほうに軍配が上がるには明らかである。一方東大和市文書管理規則第 2 条 8 号は、同法 4 条及び 34 条違反であることになる。

同条例が施行されたのが 2003（H15）年である。一方同規則の改定により「資料文書等」が追加されたのが 2015（H27）年、情報公開条例の制定から 10 年以上の時を経て、同条例が市民に活用されることにより対応に苦慮した当局者が考え出したのが「資料文書等」という規定であった、ということは容易に想起できるのである。

【「(4) 近隣他市・国との比較からみた違法性」以下は省略しました。】

「2026 年市民平和のつどい」に向けて市民参加を

1、戦災変電所

東大和市「戦災変電所」は、都立東大和南公園の北側、東大和市市民体育館の南側の一画にあります。敗戦以前、この地域にあった軍需工場、旧日立航空機立川工場の変電所として稼働していたものです。同工場は太平洋戦争末期の空襲により工場は壊滅的な打撃を受けました。1945年2月に1回（17日）、4月に2回（19日・24日）の空襲を受け、2月の空襲では最も多くの犠牲者（死者 67名）を出しました。しかし変電所は銃撃や爆撃の影響を受けたものの、奇跡的に倒壊を免れました。

戦後も平和産業のために稼働を続けた変電所でしたが、1980年代、都立公園用地設置に伴って取り壊される可能性が取りざたされました。同じころ、公民館講座をもとに設立された「東大和の戦争と郷土史研究会」が取り壊し反対の声をあげ、変電所と共に当時残存していた給水塔を含めた存続を求める請願を1988年9月市議会に上程し、採択されました。これを契機として保存運動は盛り上がり、1991年には「東大和の戦災建造物（旧日立航空機給水塔・変電所）の保存を求める市民の会」（以下「市民の会」と略す）が発足しました。

その後、1992年、市民の会による「東大和市内にある戦災建造物の保存に関する請願」が都議会の委員会で採択されるなど曲折はありました。1995年10月に戦災変電所は東大和市の指定文化財となりました。いっぽう、西武鉄道の敷地内にあった給水塔は2001年に解体、撤去されてしまいました。被弾した外壁の一部は、戦災変電所の敷地内に今も設置されています。

（以上は、東大和・戦災変電所を保存する会編『戦災変電所の奇跡』などを参考にしました。）

2、「平和市民のつどい」

「自由と人権通信 NO.60」で書いたように、東大和市の「平和市民のつどい」は戦後60年を期して2005年から実施され、（新型コロナ感染拡大のため、2020年と2021年はYouTubeでの配信）今年（2025年）で21回目になります。

変電所は老朽化のため、2020年に保存のための改修が行われ、2021年に完成。それまで月2回だった公開日を同年10月からは週2回、2階部分も含めた内部が公開（ガイドやビデオ上映あり）されるようになりました。

サンホセの会は、1999年2月にドキュメンタリー映画「コスタリカの奇跡」の上映会を行ったことをきっかけに誕生しました。戦災変電所の壁面に残る弾痕が、コスタリカの首都サンホセにある国立博物館（旧陸軍指令所）の壁面のそれが二重写しとなって見えたこと、コスタリカも日本も軍事力を保持しないとする平和憲法をもつ「平和国家」であることを理由として設立されたものです。会の目指すところは「『平和国家』コスタリカの首都サンホセ市との国際交流を図り、東大和市との平和友好都市協定締結を実現すること」です。このような会が「平和市民のつどい」に関わるのは自然の流れでした。

サンホセの会が初めて「平和市民のつどい」に参加したのは、新型コロナが終息を見せ始めた2022年、変電所前での3年ぶりの開催となった第18回平和市民のつどいに、当会の案内チラシを置かせてもらった時からです。その翌年、2023年、第19回平和市民のつどいでも同様にチラシ配置を実施しました。

サンホセの会では、戦災変電所が「東の原爆ドーム」とも称されているように、その姿をほぼ当時のままとどめる都内でもまれな戦災遺構であることを駐日コスタリカ大使に知っていただくと共に、コスタリカとの交流を深めたいという思いもあって、これまで3度（2020年2月・2021年1月・2023年2月）大使館を訪問してきました。また、大使の戦災変電所見学を含む東大和市来訪も要望してきました。そのかいもあって、2023年の平和市民のつどいに向けてアレクサンダー・サラス・アラヤ大使（当時）から平和のメッセージをいただくことができ、「つどい」会場でも（一部でしたが）紹介されました。2024年春には、戦災変電所見学にも来てくださいました。

ところが翌年の2024年からは市長の「熱中症対策」という独断で、式典の体育館内開催が決まり、それまで友好的に実施してきたチラシ配置を一転して拒否されてしまったのです。そればかりでなく、昨年に引き続き、当年度にもコスタリカ大使による平和のメッセージ発出を市からも依頼してもらいたいという要望も拒否されました。また実現は容易ではないとはおもいつつ大使の招請も市長に要望しましたが、これも拒否。その理由としてあげていたのが、警備上の問題や同国との交流の積み重ねがないという、まったく理由にもならない理屈でした。市民グループが主体的にコスタリカ大使への働きかけを行っているという実績をすべて無視するのです。変

電所の保存が実現した背景には、市民運動の活発な活動があるという事を忘れているとしか考えられません。

要望内容はことごとく拒否された一方で、来年度は「市民協働コーナーを設ける」という一文がありました。来年度にそのつもりがあるのならば、なぜ今年度（2024 年度）は市民団体の要望を拒否するのか。大使招請やメッセージ発出要請はともかく、少なくとも案内チラシを置くことさえ拒否するとは全く矛盾する対応です。要望書を提出したのは、第 20 回平和市民のつどい実施日 8 月 17 日を遡る 3 か月前の 5 月 20 日です。直前に体育館内開催に変更になったと言ってもそのことは理由にはなりません。室内開催が決まる前でしたが、この事について保存する会の中野志乃夫氏と共に、当時の田口教育部長、岩野生涯学習課長と交渉しましたが、ここでも納得いく回答は得られませんでした。

3、市民活動コーナーの設置以降

そして今年 2025 年の第 21 回平和市民のつどいでは市民団体コーナーが設けられ、市報による募集に応じた 4 団体（東大和・戦災変電所を保存する会／東大和 9 条の会／サンホセの会／自由と人権）がこれに参加しました。応募が 4 団体にとどまったのは残念でした。他にもこれに応募すべき団体があると思われますが、次年度以降に期待するしかありません。

2025 年度からは担当部署が市民生活課（元地域振興課）に変わり、市民団体コーナー設置が初めてだったこともあって要領を得ないことが多く、当該団体からの直接の物品の要望なども行いました。

同コーナー自体は多くの人が立ち寄ってくれるなど順調なすべり出しだしたが、体育館内で行われた平和市民のつどい、とりわけ式典については疑問とすべきいくつかの点がありました。その多くは、これまで前年踏襲で行われてきた内容を忠実に引き継いできただけに由来し、もっと根本的なところから考え方直すべきところに来ていると感じました。市独自でこのような平和事業を実施していることは評価しつつも、市民目線でこれを改善していくことが必要です。そのためには、企画段階からの市民の主体的な参加が不可欠です。

このような認識のもと、同コーナー参加 4 団体で協議し、市長に要望書を提出することにしました。要望書の内容は下記のとおりです。提出は 10 月 8 日、回答期限として 11 月末日を指定しました。

要望書（2026 年第 22 回平和市民のつどいに向けて）

【前・後略】

2025 年第 21 回平和市民のつどいでは「市民団体コーナー」を設置していただいたこと、また展示にあたりさまざまな配慮をいただきましたこと、改めてお礼申し上げます。来年度も市民団体への参加の呼びかけ、そして更なる同コーナーの拡充、進展が望まれるところです。

さて、平和市民のつどい（以下「つどい」とする）は、20 年以上の長きにわたり東大和市と同市教育委員会当局が主催者として企画運営を行ってきました。一地方自治体がこのような企画を担うことの意義と価値はたいへん大きなものがあります。本企画がこれまで止むことなく継続されてきたということは、その価値の一端を示すものです。

しかしながら、「つどい」本来の主役である市民にとってはどうでしょうか。「戦災変電所が建つ平和広場で『平和市民のつどい』を開催する事で、同施設の存在を広く市民に周知し、平和の大切さを再認識するとともに平和意識の高揚を図る」という「つどい」のねらいから見たとき、本企画に市民が直接タッチせず、ただ単に「お客様」として参加するだけで、そのねらいが達成されるとは到底思えません。市民の主体的な参加があってこそ市民の平和意識の高揚も図れます。

このような問題意識から、来年度の「つどい」では企画段階から市民参加を実現することが何よりも肝要であると考えます。市民の積極的な参加があつてこそ戦争と平和について考えを深めることができ、先例重視の企画・運営内容の、良い意味での見直しが図れるものと確信しています。

幸いなことに、東大和市と平和事業をともに担っている東村山市では、同事業を本市がモデルケースとすべきような先進的な形で行っています。具体的には、東村山市と核兵器廃絶と平和展実行委員会の共催で同事業（「平和のつどい」および「核兵器廃絶と平和展」）の企画、運営を行っているのです。学ぶべき点が多いと思います。

市が継続して行っている平和事業の内容は、それ自体で価値のあるものとはいえ、先に述べたように前例踏襲になりがちです。そこに市民的な視点が加わることによって、それまであたり前とされてきた内容に疑義が示され、改善される可能性もありましょう。これは市民の平和意識の向上につながるばかりでなく、東大和市

の活性化に役立つこともあります。市民参加は市民にとっての利益であると同時に、市にとってもかけがえのない利点があることを認識していただきたい。

上記のような観点から、第 21 回平和市民のつどい、「市民団体コーナー」に参加した 4 団体は統一した意志として、来年度第 22 回「つどい」に企画段階からの市民参加、そして運営にも必要に応じて市民が携わるようになることを強く要望いたします。

回答期限を過ぎた 12 月 9 日付けの市長からの回答が届きました。期日を越えたことへの言い訳も謝罪もなく、市民に対する誠実さに欠けるものでした。その内容も、結論からいえば平和市民のつどいへの企画段階からの市民の参加は拒否するというものです。

以下に市長からの回答を転載します。

【前・後略】

頂戴しましたご要望に対しまして、次のとおり回答いたします。

平和市民のつどいにつきましては、「平和の大切さを再認識するとともに平和意識の高揚を図り、東大和市にある旧日立航空機株式会社変電所が建つ平和広場で「平和市民のつどい」を開催することで、同施設の存在を広く市民に周知すること」を目的としております。そのため、子どもたちが作成したキャンドルシェードの点灯や東大和少年少女合唱団の合唱、広島派遣事業参加者による報告会等、戦争を知らない多くの子どもたちに主体的に参加していただくことで、平和意識の高揚を図ってまいりました。また、今年度につきましては、市民団体コーナーや遺族会戦時中物品コーナーを設置する等により、より多くの市民の方々に主体的にご参加いただきました。

このように、市としましては、現在でも市民の主体的な参加はされているものと認識しておりますことから、企画の段階から市民の方にご参加いただく予定はございません。

皆さまにおかれましては、引き続き市民団体コーナーの中でご活動いただきますよう、お願ひいたします。
以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

拒否する理由として挙げられているのが、上記のとおり、キャンドルシェード作成や点灯、合唱参加、広島派遣事業参加者の報告、市民団体コーナーや遺族会戦時中物品コーナー設置です。これらが平和市民のつどいへの参加であることは間違いないありませんが、はたして主体的な参加といえるでしょうか。

「主体的参加」とは、たんにつどいの場に身を置くことではなく、つどいの運営に直接関り、そこに影響を及ぼし、自分も変わることを意味します。ここに並べられている数々を、もし本気で「主体的な参加」と考えているとすれば、市長の思考レベルを疑わざるを得ません。日頃、前例踏襲を評価し、未来・チャレンジ、外部からの刺激を口にするその実態は、旧習に凝り固まった保守政治家のそれと全く変わりありません。ぜひ考え方を直してもらいたいものです。



【後記】現在利用しているサーバーの不具合により、11 月上旬から 1 か月以上にわたって「自由と人権」「サンホセの会」のホームページが開けない状態が続いていました。12 月上旬にサーバーの改修が終わり、HP の URL が代わりました。「自由と人権」の HP は表紙に書いた通りですが、「サンホセの会」の URL は次の通りです。

<https://www.bbm-a.jp/eno-kumotori2018/SanJose/> QR コードも載せておきます。しかし、まだ完全に HP の再構築ができたわけではありません。リンクの不適正なところ、開けないファイルなどお気づきの点がありましたら、ご面倒でもメールでお知らせ頂けると助かります。／本日（12 月 11 日）東京高裁で音声データ消去事件の控訴審第 1 回がありました。詳しいことは次号度でお伝えします。

「サンホセの会」



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。

サンホセの会 12 月定例会

【日時】12 月 21 日（日）
午後 1 時 30 分～3 時 30 分
【場所】中央公民館 204 学習室
【テーマ】詳しくは追って連絡します。
※オンライン参加希望の方は 12 月 19 日（金）までに榎本へご連絡ください。